

第2回 介護情報利活用ワーキンググループ	資料1
令和4年11月7日	

## 本日の検討内容について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 厚生労働省データヘルス改革工程表

データヘルス改革推進本部、データヘルス改革に関する工程表について  
(令和3年6月4日)

## ①利用者自身が介護情報を閲覧できる仕組みの整備

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
<b>電子カルテ・介護情報等</b>						
介護情報		CHASEフィードバック機能の開発	CHASE等の解析結果の利用者単位等のフィードバック (2021年度～) CHASE等による自立支援等の効果を検証	技術的・実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討	システム要件の整理、システム改修等	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度以降順次～)
					次期システムの運用開始によるデータに基づく更なるフィードバック等 (2024年度～)	

## ②介護事業所間等において介護情報を共有することを可能にするための取組

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化		介護情報の共有や標準化に係る調査	全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室(デジタル庁)とともに検討し、結論を得る		左記を踏まえたシステムの課題解決・システム開発	

## ③科学的介護の推進

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進	CHASEフィードバック機能の開発 NDB・介護DB連結解析開始	事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進 (2021年度～) CHASE等による自立支援等の効果を検証 VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始	新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理	次期システムの開発	次期システムの運用開始によるデータに基づく更なるフィードバック等 (2024年度～)	

※2021年度から、CHASE・VISITを一体的運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)

## 目指すべき姿（案）と方向性

- 利用者自身が介護情報を閲覧することにより、利用者自身が自分の状態を知り、自立支援・重度化防止の取組に繋がる。
- 介護事業者等が介護情報を共有することにより、適切に利用者の状態や経過を把握して、ケアを提供することができるようになる。
- 市区町村が住民の介護情報を得ることにより、地域の実情に応じて、きめ細やかに介護保険事業を運営でき、支援を要する人への対応が可能となる。

# 介護保険制度における利用者に関する主な介護情報

第1回健康・医療・介護情報利活用検討会 介護情報利活用ワーキンググループ  
(令和4年9月12日) 資料2(一部改)

利用者に関する主な介護情報は以下のようなものがある。

情報の種類	情報の内容
要介護認定情報 等	被保険者番号、保険者番号、要介護認定等に係る認定情報（一次判定結果、二次判定結果）、負担割合や住所地特例に係る情報、認定調査項目 等
請求・給付情報	介護保険サービスの報酬を請求する際の介護給付費請求情報
L I F Eで収集している情報	介護報酬のL I F E関連加算の様式に規定されている利用者の状態や介護事業所で行っているケアの計画・内容
診療情報提供書・入退院情報	診断名、既往歴及び家族歴、現在の処方 等
主治医意見書	診断名、日常生活自立度、現在あるかまたは今後発生の高い状態とその対処療法 等
訪問看護指示書・報告書	病状・治療状態、処置の有無、看護の内容 等
ケアプラン	居宅サービス計画書、週間サービス計画表、サービス担当者会議の要点、居宅介護支援経過、サービス利用票および別表 等
提供したケアに関する記録	介護事業所において日々記録されている利用者の情報（提供したサービスの記録、食事・排泄の状況、バイタル、生活状況 等）

# 介護保険制度における利用者に関する主な介護情報

第1回健康・医療・介護情報活用検討会 介護情報活用ワーキンググループ  
(令和4年9月12日) 資料2(一部改)

情報の種類	主な保有主体 (○) と 作成主体 (★)						主な記録・交換形式	国が示す様式の有無	コード化の有無
	利用者	市町村	介護事業所	居宅介護支援事業所	医療機関	国			
要介護認定情報等	○	★	一部	○		○ (匿名)	電子的	○	○
請求・給付情報	○	○	★	★		○ (匿名)	電子的	○	○
L I F Eで収集している情報	※		★			○ (匿名)	電子的	○	○
診療情報提供書・入退院情報			一部	○	★		電子的または紙媒体	○	一部
主治医意見書		○		○	★		電子的または紙媒体	○	一部
訪問看護指示書・報告書			★		★		電子的または紙媒体	○	×
ケアプラン	○		○	★			電子的または紙媒体	○	×
提供したケアに関する記録	○		★				電子的または紙媒体	×	×

※ L I F Eの利用者単位フィードバック開始予定

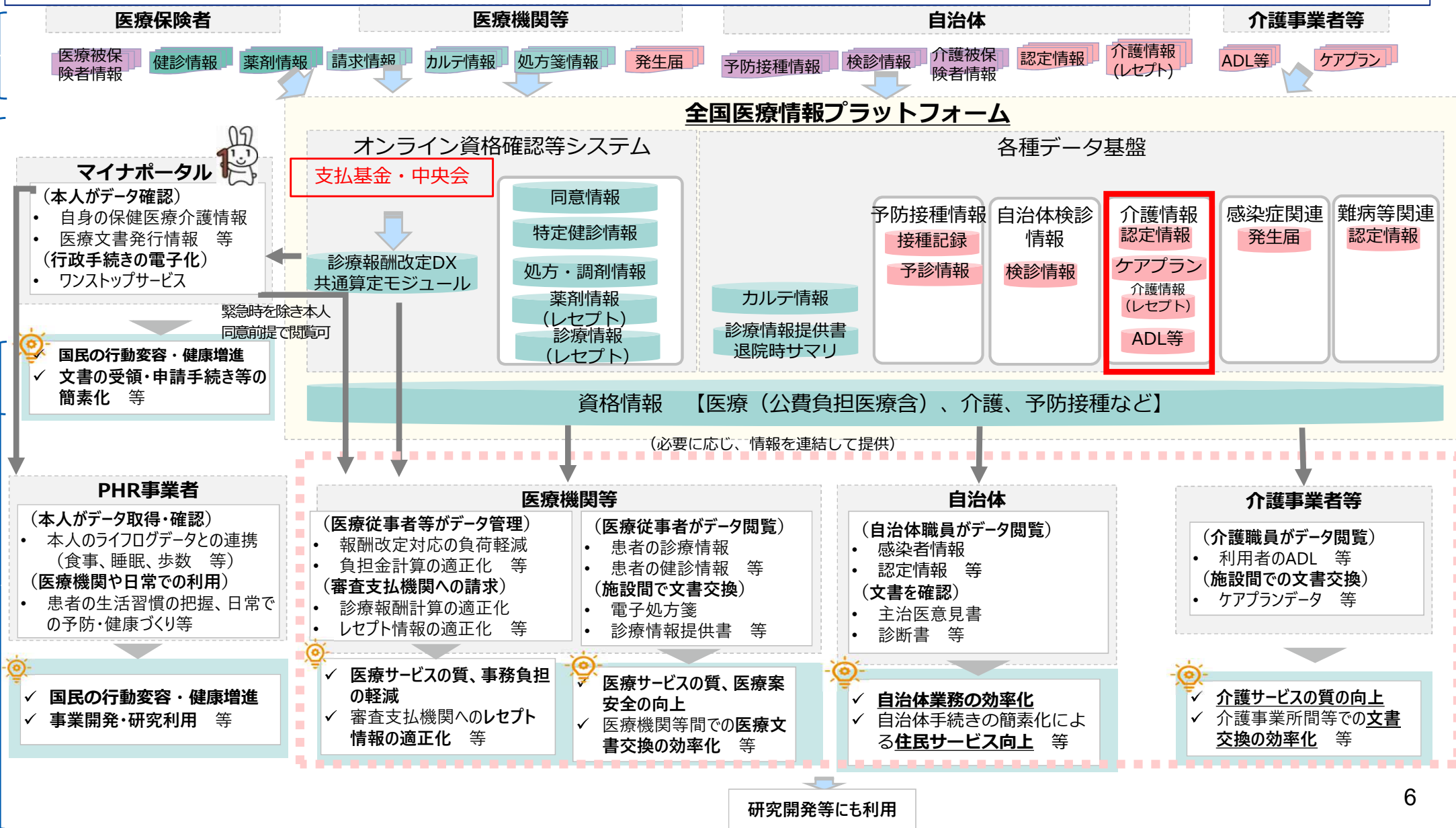
# 全国医療情報プラットフォーム（将来像）

「経済財政運営と改革の基本方針2022」にて、介護も含めた「全国医療情報プラットフォーム」構築を進めるとされている。介護情報の利活用にあたっては、当該プラットフォームも念頭に検討する必要がある。

情報を作成

情報を収集

情報を活用



# 本日の検討内容について

## 1. 本日まで議論いただきたいテーマ

- 利用者自身や介護事業者等が閲覧・共有することが適切かつ必要な情報の選定、記録方法の標準化について

## 2. 検討にあたっての基本的考え方

- 今回は、以下のいずれの条件も満たす介護情報について検討を行う。
  - ・ データヘルス改革工程表のスケジュールを踏まえ、2025年頃に本人の閲覧や介護事業所間での共有が実現可能と思われる情報
  - ・ 全国医療情報プラットフォームへの搭載が想定される情報
- 検討にあたっては、介護サービスを受ける本人の個別性を踏まえて、エビデンスのある適切なケアを提供することにつながる仕組みを構築する視点で検討する。
- 介護事業所等と医療機関の間で共有される情報については、次回以降に検討する。